

議案第59号

世田谷区公共物管理条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月19日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 占用料の額を改定する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区公共物管理条例の一部を改正する条例

世田谷区公共物管理条例（平成14年3月世田谷区条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表2の部第1種の項中「3, 641」を「4, 143」に改め、同部第2種の項中「1, 092」を「1, 242」に改め、同部第3種の項及び第4種の項中「3, 641」を「4, 143」に改め、同部第5種の項中「1, 820」を「2, 071」に改め、同部第6種の項中「3, 641」を「4, 143」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表の規定は、令和7年4月1日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。